

第三帝国のソ連占領政策とユダヤ人迫害・大量射殺拡大過程

—— 1941年6月～12月 ——

永岑三千輝

はじめに

1. ヒトラーの「絶滅戦争」はなにを意味するか

【「世界観戦争」と「絶滅戦争」はどう関係するのか】

【「ユダヤ人絶滅政策」の概念を無限定に使えるか】

2.

はじめに

対ソ奇襲攻撃バルバロッサ作戦の準備を進める中で、戦争勝利を第一に、1941年3月にはドイツと占領下ヨーロッパ諸地域からのユダヤ人移送・追放計画を中止せざるを得なくなった。ドイツと占領地のすべての可能な人的物的資源を最大限に戦争に集中的に投入するためには、ユダヤ人移送の課題は、下の方に位置づけざるを得なかった。しかし、追放計画がなくなったわけではなく、開戦近くなると短期的勝利の展望と領土・支配領域拡大の願望のもとで追放計画が再浮上したことを見た¹。

それでは、バルバロッサ準備過程から攻撃開始直後、1941年7月末までの間に、実際にどのようなことが起きたのか。これをまず見ておく必要がある。そして、次に8月から9月にかけて、ソ連の反撃体制が強化され、第三帝国の電撃的勝利の展望がなくなってしまった状況で何が起きたかを追跡する必要がある。ソ連の電撃的圧服が不可能になり、長期戦に備えなければならなくなる時は、米英連携の強化とこれに呼応する広大な西方ドイツ占領地の治安状況の悪化や、ドイツ国内へのイギリス軍の都市爆撃が増加する。これらへの対応で、

¹ 拙稿「第三帝国の戦争政策とユダヤ人迫害——ポーランド1939年9月～1941年6月——」『横浜市立大学論叢』社会科学系列、第72巻1・2合併号。

3月のユダヤ人移送ないし追放の中止からの転換、ドイツ国内と占領地域から42年春までの臨時的措置として、ユダヤ人東方移送作戦を開始する必要性に迫られ、一部強行される。この42年9月から12月まで、第三帝国最初の「冬の危機」を迎えるなかでのドイツ占領下全域の状態とユダヤ人の置かれた状況を見る必要がある。

1. ヒトラーの「絶滅戦争」はなにを意味するか

【「世界観戦争」と「絶滅戦争」はどう関係するのか】

最近の大木毅の独ソ戦に関する啓蒙書²が非常に多くの読者を得ているようである。そもそも、独ソ戦期に関して日本の研究者が独自に史料にあたって研究し、それを論文化し書籍にまとめるということが、管見によれば、これまでまったくと言っていいほど見られなかった³。この大きな欠落を啓蒙書という形態であれ埋めるという意義は大きい。それが、社会の同書大量的受容の原因であろう。第二次世界大戦のある意味では最大の歴史的事件なのに、独ソ戦期については欧米の研究や啓蒙書の翻訳に頼ってきたのが、これまでの実態であろう。独ソ戦期に関する研究という点で最近の数少ない例外が、小野寺拓也の仕事であろう。

そうした研究史の状況で大木が軍事史の観点からとはいえ開拓的な鋤をいれた貢献を高く評価したい。欧米での研究蓄積を簡明に整理して、ナチス・ドイツの戦争への道についても、大筋の流れがつかめる。本書によって、欧米の研究史では国防軍の神話を暴く「国防軍犯罪展」をめぐる論争で問題となった「絶滅戦争」なるものの様相がわが国でもかなり知られることになった。

しかし、「絶滅戦争」とはなにをどうすることなのか？

大木は、独ソ戦の史上最大の惨禍をもたらしたのは何かと問い、「総統アドルフ・ヒトラー以下、ドイツ側の指導部が、対ソ戦を、人種的に優れたゲルマン民族が『劣等人種』スラヴ人を奴隷化するための戦争、ナチズムと「ユダヤ的ボルシェヴィズム」との闘争と規定したことが、重要な動員であった」という。その点に異論はない。しかし、次の文章には、飛躍がある。彼らは、独ソ戦を「世界観戦争」であるとみなし、その遂行は仮借なきものでなければならないとしたからだ。その証拠として、1941年3月30日のドイツ国防軍高級将校たちを前にした演説を引用している。その結論として、「ヒトラーにとって、世界観戦争

² 『独ソ戦——絶滅戦争の惨禍——』（岩波新書、2019）。

³ 小野寺拓也『野戦郵便から読み解く「ふつうのドイツ兵」——第二次世界大戦末期におけるイデオロギーと「主体性」』（山川出版社、2012）。これに先立っては、拙著『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941 - 1942』（同文館、1994）、『独ソ戦とホロコースト』（日本経済評論社、2001）、『ホロコーストの力学——独ソ戦・世界大戦・総力戦の弁証法』（青木書店、2003）、これら書籍のもととなる拙稿諸論文くらいしか、わが国では独ソ戦期に関する実証研究はないのではないかと。

争とは、『みな殺しの闘争』、すなわち、絶滅戦争に他ならなかった」とする⁴。

読者は、「世界観戦争」と「みな殺し」、「絶滅」とが、この文脈でどのように、どうして結びつくのかわかるであろうか。そうした直結の仕方は、提示している史料の読み方、ヒトラー・ナチ国家指導部の考え方の把握において問題があると思われる。その背後には、独ソ戦、ひいてはソ連に対する理解の問題、ソ連を制圧しようとしたヒトラー・ナチ国家指導部に関するゆがんだ理解があると思われる。

ヒトラーの発言を丁寧に読めば、対象無限定の「みな殺し」などを主張してはいない。ヒトラー発言のそのような読み方は、ヒトラーの「狂人視」⁵である。

彼において「みな殺し」の対象は、極めて具体的である。それは、「反社会的犯罪者に等しいボルシェヴィズム」である。「未来への途方もない脅威」となる共産主義、「ユダヤ的ボルシェヴィズム」、その担い手・共産主義者である。こうした世界観の指導者と組織がソ連の国家を握っている、ロシア・ソ連を支配しているのであって、それを除去してしまえば、スラヴ人を奴隷化できるという論理的関連になっている。逆に、共産主義者を「みな殺し」にしておかなければ、「30年以内に再び共産主義という敵と対峙することになる」と。すなわち、世界観としてのヒトラー・ナチズムの核心をなすのは、敵である「ユダヤ的ボルシェヴィズム」とその担い手の殲滅であった。そして、そのことによって他民族の奴隷化を実現することであった。

ヒトラー・ナチズム・第三帝国の東方征服地における大衆の奴隷化という点は、80年代後半の歴史家論争の火付け人ノルテがすでに正確に把握していた。すなわち、彼によれば、第二次世界大戦におけるドイツの戦争指導が三段階に分かれ、第一段階、ヴェルサイユ体制以前の旧ドイツ領およびハプスブルク帝国内のドイツ人地域の「再編入」のための「国民的戦争」、第二段階、敵の軍事的制圧のための「伝統的様式」での「ヨーロッパの通常の戦争」、そして第三段階が、ヒトラーに「固有の」、「人種イデオロギーに基づく征服・絶滅戦争」であるとしている。この戦争では、他国領土の軍事的な占領は当地のそれまでの「指導層の根絶」と占領地大衆への大打撃と奴隷化を意味したと⁶。ところが、ここでは、ポーランドとソ連に共通のこと、すなわち、「指導者層の根絶」ということしか指摘されていない。しかし、ポーランドとソ連とは、明確に「指導者層」の内実・政治的性格が違っているのであって、ソ連の場合は、「ユダヤ的ボルシェヴィズム」、共産主義者がヒトラーによる根絶ないし絶滅の対象である。ヒトラーが明確に限定している対象に言及しないところに、冷戦期西側イデオロギーに依拠し、スターリン体制をヒトラー体制に先行する犯罪体制と規定するノルテの立場が、露呈しているといえよう。

⁴ 大木 (2019)、iv-v.

⁵ エバーハルト・イエッケル『ヒトラーの世界観——支配の思想——』（滝田毅訳、南窓社、1991）、日本語版序文、1 ページ。

⁶ E. Nolte, *Der Faschismus in seiner Epoche*, München 1963, S. 436, z. n. A. Hillgruber(1982), S.516.

ヒトラー・第三帝国がポーランドを攻撃した際にも、すでにみたように、ポーランド国家の担い手・指導者層・知識階級が殲滅ターゲットであった。それによって、ポーランド人大衆を労働奴隷化する、という目標が実現するとみているのである。ポーランドとロシア・ソ連との違いは何か。ポーランド共和国は、百数十年の間の隣接強国（ロシア・ツァーリズム、プロイセン・ドイツ、オーストリア・ハプスブルク）による分割支配を受け、民族の統一と独立のナショナリズムは長く抑圧されてきた。分割支配・抑圧から解放のナショナリズムとエネルギーは、第一次大戦による折衝列強の支援のもとで独立と統一を実現した。そのポーランド・ナショナリズム、その強い国家主義は明確であった。しかも、ポーランドには反ユダヤ主義にも長い伝統があった。ユダヤ人追放の主張にも強いものがあつた。したがって、ヒトラー第三帝国がポーランドを支配するには、一方で、強固なポーランドの民族主義・ナショナリズム、その指導者層を殲滅のターゲットにし、他方で、社会のすそ野に広がり危機の中で急進化していた反ユダヤ主義——マイノリティ・ユダヤ人を迫害・追放する政策方向——を、ナチス・ドイツの占領支配の武器として、ベクトルと圧力を重ね合わせて支配体制構築に使うことが可能であり、それを実践した。これと違って、ロシア・ソ連の場合は、ユダヤ＝ボルシェヴィズムとしてユダヤ人とボルシェヴィキとを一体化してとらえることにより、最初からユダヤ人に対する攻撃は、国家を握るボルシェヴィズム、共産主義者に対する攻撃と緊密に結びついていたのである⁷。スターリン体制からの反撃の強大化に応じて、ユダヤ人殺戮へのヴェクトルが過激化するという連関になっている。

【「ユダヤ人絶滅政策」の概念を無限定に使えるか】

「絶滅戦争」の概念と同様に、ヒトラー・ナチスの「ユダヤ人絶滅政策」というこれまた非常に広く用いられる概念も、その意味内容に関しては、精査と限定が必要に思われる。

⁷ ドイツにおける権力確立も同じ道筋で行われた。周知のように、ヒトラー・ナチ党が1933年1月の政権掌握から半年ほどで一党独裁体制を構築していく際に、国会炎上事件を格好のチャンスとして瞬時に共産党の非合法化を行い、共産主義者を逮捕投獄して強制収容所におち込み、社会民主党その他の諸政党を解党に追い込んでいく手順が、それである。続いて、あるいはそれに密接に関連して、ユダヤ人迫害の直接行動が大々的に行われる。犯人とされたコミンテルンのディミトロフ（ブルガリア人）のアリバイと裁判闘争による無罪釈放（犯人とされた他の3人、ブルガリア人のポポフ、タネフ、ドイツ共産党国会議員団団長ドルグラーを含む全員無罪）については、ディミトロフ選集編集委員会編訳『ディミトロフ選集』第2巻（大月書店、1972）、1-64。現場にいた放火自供のヴァン・デア・リュッベの単独犯かナチス（ゲシュタポ）の結託による陰謀かをめぐる論争史と最新の到達点は、Benjamin Carter Hett, *Der Reichstagsbrand. Wiederaufnahme eines Verfahrens*, Reinbek bei Hamburg 2016。学術的には、否定しようもない確実なことはナチ党が放火事件発生を共産党弾圧・ワイマール憲法停止に最大限に利用したことだ、と。

そもそも、ヒトラー・ナチスに最初から「ユダヤ人絶滅政策」はあったのか。この概念は、600万人とされるユダヤ人の犠牲を第二次世界大戦終結戦後に知ったことから、すなわち、悲劇の規模と結果を知った上での概念ではないか。それは、ヒトラー・ナチスの民族帝国主義・人種主義的帝国主義の戦争政策が敗退する過程で引き起こしたユダヤ人迫害・殺戮を累積した結果から振り返ってみると、あたかも「ユダヤ人絶滅政策」が初めからあったように見えるだけではないか⁸。この結果を戦後知ったうえで、最初から意図され計画・構想されたという想定のもとに、編み出された概念ではないか⁹。すなわち、結果から出発して、最初の意図・計画を想定する発想ではないか。これはいわゆる意図派の見方である。

しかし、「ユダヤ人絶滅政策」という概念を使用する歴史研究は、主観的意図は別として、すなわち自らは意図派ではなく機能派だと考えているとしても、また研究史整理において「機能派が勝利した」とのスタンスをとっている栗原の場合も、実際には意図派の概念に、したがって意図派の歴史解釈に譲歩している不徹底さがあるのではないか。それが「ヒトラー絶滅命令」をめぐる論争において、41年7月末—8月初旬説をとる見方、移送政策から絶滅政策への転換の時期を実際(41年12月)よりも早くに見ることにつながったのではないか¹⁰。

概説書として定評のある芝健介『ホロコースト—ナチスによるユダヤ人大量殺戮の全貌』(中公新書、2008)は、全体を貫く副題として、ユダヤ人大量殺戮を用いており、「絶滅政策」という概念を用いていない。この点では、「ヒトラー絶滅命令」をめぐる論争を踏まえたうえで、41年7月末から8月初旬に大々的なヒトラーの絶滅命令があったとする議論に距離を置き、機能派の観点を貫いていると思われる。しかし、移送政策から絶滅政策への転換点をいつとみるかに関しては、すなわち「絶滅収容所」建設とそこにおける大量殺戮の

⁸ 「ユダヤ人絶滅という目標を当然のこととして前提にしている」(訳者解説、下、422)とされる「古典的名著」。ラウル・ヒルバーク『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』上・下(望田幸男・原田一美・井上茂子訳、柏書房、1997)。

⁹ 意図派の代表の一人イエツケルは、ヒトラーが「1920年代に既に、後年遂行したことの基本的構想を計画していた」とし、「なかでも、領土の征服とユダヤ人の除去という、彼の二つの目標は明確に計画されていた」と。イエツケル(1991)、日本語版序文。この見方を否定するのが、機能派である。600万の殺戮という結果に終わった「ユダヤ人の除去」を、機能派の研究者は、ドイツ内外の政治的・経済的・軍事的・心理的等諸要因の組み合わせの作用・働きの結果とみる。

¹⁰ 栗原優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実体—』(ミネルヴァ書房、1997)。栗原と私は機能派である。だが、その「機能」、諸要因とその組み合わせをどう把握するかで、「ヒトラー絶滅命令」発令時期(文字通りの絶滅政策への転換の時期)をめぐる、欧米の研究史と同様日本でも、1941年8月説(栗原)と12月説(永岑)の違いがある。

実行（ただし外面的な用語としては「移送」「疎開」が使われている）への転換点をいつとみるか、その論理と力学に関しては、拙稿のスタンスとの間に違いがある。転換点を41年12月とみる筆者の見方と違っている。「1942年以降、独ソ戦が混迷を深めていくと、今度はユダヤ系ポーランド人の殺戮が日程にのぼってくる」（まえがき、iii）ととらえているからである。42年以降、「独ソ戦は混迷を深め」たのであろうか。41年12月と42年1月1日の26か国連合国結成は、枢軸と連合国の対決という基本をはっきりさせたのではなからうか。まさに、ヒトラーが39年1月の国会演説以来、40年1月30日の国会演説、41年の国会演説で「予言」してきたことが、現実になった、すなわ「ち世界戦争に突入したならば、ヨーロッパのユダヤ人の絶滅だ」といった枠組みが現実になったことを意味しないであらうか。

したがって、ポーランド・ユダヤ人の運命（大量殺戮という方向性）が42年以降にやっと「日程にのぼる」のではない。ヒトラー・第三帝国は独ソ戦前線での被害増大に加え、41年6月から12月の広大なソ連占領地域の平定に困難を極め、ソ連占領地への臨時的移送政策さえ不可能となるなかで、12月初旬、世界大戦に宣戦布告（12月11日）して突入したこと、ヒトラーの12月12日党幹部に対する演説、12月中旬総督府閣議での総督フランクの発言、42年ヴァンゼー会議における総督府次官ビューラーの発言、その会議録への明確な記述、42年1月30日のヒトラー国会演説などからみて¹¹、対米宣戦布告による世界戦争への公然たる転換の41年12月が大量殺戮への転換点（絶滅収容所ベウゼッツ、トレブリンカ、ソビボールの建設によるポーランド・ユダヤ人2百万の殺戮）であるとみるのが、前掲拙著3冊の立場である。42年の一年はその強行的推進で一貫している¹²。

ヒトラー・ナチズムの世界観、イデオロギー、そこにおける基本的諸要求の重要性を無視していいというのではない。いやむしろ、ヒトラー・ナチズムの思想構造はきちんと把握しておくべきだという見地である¹³。その上で、その思想構造を持つ人間たちが現実政治の舞

¹¹ 拙著（2003）を参照されたい。機能派の先駆的研究として、「古典的」（松谷英樹）と称されるのが、Uwe Adam, *Judenpolitik im Dritten Reich*, Düsseldorf 1972（ウーヴェ・D・アダム『第三帝国のユダヤ人政策』増谷英樹（監）山本達夫（訳）、東京外国語大学海外事情研究所・研究報告127、1998年3月）。「絶滅政策」（絶滅収容所への連行と毒ガスによる大量殺害）への転換をアダムは41年12月とみるが、ヒトラーの「決定」を41年9月から11月とみる（Ebd., S.311-312）のは拙稿の立場からは12月対米宣戦布告を契機とする転換説からすれば早すぎる。ヴァンゼー会議の当初招集日（12月9日）、延期後の再招集（1月8日）という事実とも整合しない。

¹² なお、この間、拙稿で紹介している最新の16巻本史料集のタイトルは、「ヨーロッパ・ユダヤ人の迫害（Verfolgung）と殺戮（Ermordung）」であり、「絶滅政策」という概念は使用していない。

¹³ 筆者なりのその試みは、拙稿「第三帝国の『国家と経済』——ヒトラーの思想構造そく

台で機能を発揮するドイツ内外の状況、その諸要因の作用・機能を追跡していく必要があるというに過ぎない。しかも、それを全体的動態的世界的関連——世界大戦突入と総力戦——において、見ていくべきだという方法的立場であり、諸事実を洗いなおすスタンスである¹⁴。

2.

3.

4.

5.

6.

7.

して——」遠藤輝明編『国家と経済——フランス・ディリジズムの研究——』（東京大学出版会、1982）、VIII章。

¹⁴ その方法的見地を明確にしようとするキーワードが、比喩的ではあるが「力学」と闘いの「弁証法」である。拙著（2003）。この見地は、一部に誤解があるが、ヒトラーの思想構造だけを見て（すなわちヒトラー中心主義の見地で）ナチス体制理解の問題が解決するという立場でないことは言うまでもない。

